

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26~30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 大阪府におけるホームレス自立支援施策に関する取り組み 【市町村】
	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談指導事業について 平成26年度から施行されている実施計画に基づき、南ブロックを単位として、大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会の広域体制により、ホームレス巡回相談指導事業を実施している。当市管内を概ね月7日程度巡回。八尾市内における事業実績としては、平成25年度末におけるホームレス数が7名であったものが、平成29年度末には3名にまで減少しており、着実な減少につながっている。 (平成26年度末・4名、平成27年度末・4名、平成28年度末・4名)
(1)事業実績及び事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・一時生活支援事業について 一時生活支援事業については、年間利用件数が事業開始当初と比べて増加している。早急に宿所を提供する必要がある者の相談は、迅速に対応することで、ホームレス状態に至る前や早期の時点で適切な支援が可能と考えている。 実績額 : 168,000円(平成26年度)、700,000円(平成27年度)、1,646,000円(平成28年度)、2,413,450円(平成29年度) ・その他(自治体独自の取り組み等)について 特になし。
(2)課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームレスの中には、野宿生活が長期にわたっており、ホームレス状態脱却に向けた関わりを拒否する者がいる。今後、現状の巡回相談だけではなく、施設管理者との連携強化など新たな対策が求められる。
(3)計画に対する意見・今後の取り組み方向	<ul style="list-style-type: none"> ○今後も引き続き、大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会の広域体制により、ホームレス巡回相談指導事業を実施。ホームレス等に対する相談活動を行い、これらの者が抱える課題を把握し、自立を支援していく。 ○また、一時生活支援事業については、協力宿泊施設と契約を結んでおり、一定の住居を持たない生活困窮者で、早急に宿所を提供する必要がある者に対し、迅速に対応していく。
市町村部局名	八尾市地域福祉部生活支援課

※(1)一時生活支援事業は生活困窮者自立支援事業の一事業。平成27年3月31日まではホームレス緊急一時宿泊事業として実施。

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26~30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 大阪府におけるホームレス自立支援施策に関する取り組み 【市町村】
(1)事業実績及び事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談指導事業について 大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会から大阪府ホームレス総合相談事業共同運営団体に委託しているホームレス巡回相談指導事業により、ホームレスの発見・把握・面接相談・健康状態の把握等を実施している。 平成25年度～平成29年度の当市での該当者数は1名である。巡回相談指導事業による平成29年度の巡回は計18回実施。
	<ul style="list-style-type: none"> ・一時生活支援事業について※ 大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会において、南大阪ブロック内の市町村と共同で実施している。ホームレス及び一定の住居を持たない生活困窮者が安定した生活を営めるよう、居宅設定等の生活再建に効果的な事業である。 当市における支援実績は、平成27年度2世帯延べ32日、平成28年度5世帯延べ162日、平成29年度4世帯延べ43日である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他(自治体独自の取り組み等)について
(2)課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームレス期間が長期にわたる場合、ホームレス状態の脱却に対する明確な意思がなかったり、面談を実施できないことが多いことからも、施設管理者との連携が必要である。 ○一時生活支援事業の施設確保数は年々増加しているが、健康診断等が必要な施設の利用については、緊急の利用が困難であったり、健康診断の費用負担が課題となっている。
(3)計画に対する意見・今後の取り組み方向	<ul style="list-style-type: none"> ○今後も引き続き広域による事業実施に取り組んでいく。
市町村部局名	富田林市子育て福祉部地域福祉課

※(1)一時生活支援事業は生活困窮者自立支援事業の一事業。平成27年3月31日まではホームレス緊急一時宿泊事業として実施。

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26~30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 大阪府におけるホームレス自立支援施策に関する取り組み 【市町村】
(1)事業実績及び事業効果	<p>・巡回相談指導事業について ホームレス自立支援については、市独自での対応が困難なことが多く、大阪府・市町村ホームレス自立支援協議会において、大阪府ホームレス総合相談事業共同運営団体に委託し、巡回相談指導事業を実施しています。なお、本市においては、現在まで対象者がいない状況です。なお、本事業については、ホームレス等の発見や相談指導に効果があると考えています。予算(単位千円、国庫補助あり) 【H27】442、【H28】332、【H29】373、【H30】307※執行額は、H27~29は予算額と同額執行。H30年度も同額執行予定。</p>
	<p>・一時生活支援事業について※ 制度開始からH28年度までは一時生活支援事業の利用者はなかったが、H29年度に初めて1人利用実績があり、生活困窮者支援制度に繋げることができた。予算(単位千円、国庫補助あり) 【H27】182、【H28】91、【H29】46、【H30】46※執行額は、H29のみ24執行。</p>
	<p>・その他(自治体独自の取り組み等)について 特になし。</p>
(2)課題・問題点	<p>○一時生活支援事業については、H29年度に実績はあったものの、対象者の年齢・性別・家族構成により受入が困難な例や外国人利用者の拡大などにより満室で利用できない例があった。様々なケースに対応できるよう量的に利用可能施設の拡大とともに、受入可能条件の拡充が課題となっている。</p>
(3)計画に対する意見・今後の取り組み方向	<p>○一時生活支援事業については、様々なケースに即応できるよう利用可能施設の拡大と、受入可能条件の拡充を望みます。</p>
市町村部局名	河内長野市保健福祉部生活福祉課

※(1)一時生活支援事業は生活困窮者自立支援事業の一事業。平成27年3月31日まではホームレス緊急一時宿泊事業として実施。

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26~30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 大阪府におけるホームレス自立支援施策に関する取り組み 【市町村】
(1)事業実績及び事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談指導事業について 大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会南大阪ブロックから大阪府ホームレス総合相談事業共同運営団体に委託しホームレス巡回相談指導事業を実施した。 平成28年度には、1名の該当者があったが平成29年度で巡回相談指導事業の効果もあり、ホームレスは、0名となった。
	<ul style="list-style-type: none"> ・一時生活支援事業について 一定の住居を持たない生活困窮者でホームレスになるおそれのある者に対して一時生活支援事業を実施した。 平成27年度2件、平成28年度は5件、平成29年度は4件と毎年数件の支援を行った。
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他(自治体独自の取り組み等)について
(2)課題・問題点	○把握の難しいネットカフェ利用者の関わり等、課題である。
(3)計画に対する意見・今後の取り組み方向	○巡回相談指導事業等を通じて、あらゆるホームレスの状況やニーズの把握に努め、各関係機関と連絡しながら自立支援に取り組んでいく。
市町村部局名	松原市福祉部福祉総務課

※(1)一時生活支援事業は生活困窮者自立支援事業の一事業。平成27年3月31日まではホームレス緊急一時宿泊事業として実施。

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26~30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 大阪府におけるホームレス自立支援施策に関する取り組み【市町村】
(1)事業実績及び事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談指導事業について 大阪府と府内各市町村によって構成されている大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会として、広域でホームレス巡回相談指導事業を実施している。ホームレスの発見・把握・相談・健康状態の把握等を実施している。 10年以上の長期にわたり市内に1名いたホームレスも平成29年度には適切な社会支援に繋がり、平成30年度のホームレス数は0名となった。
	<ul style="list-style-type: none"> ・一時生活支援事業について※ 住居喪失者に対し、大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会と契約を結んだ緊急一時宿泊施設を提供し、自立に向けた支援を実施している。 平成29年度は1名の住居喪失者に対し、就労自立までの46日間の一時生活支援事業を実施した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他(自治体独自の取り組み等)について 特になし。
(2)課題・問題点	<p>○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法で規定される2条定義のホームレスは減少しているが、ネットカフェを転々とする者等定位置で留まらない者の把握が困難である。また、刑事施設からの服役後に居宅がない者の相談も多いため、このようなケースへの社会復帰に関しては、国や都道府県レベルでの適切な支援方法を検討する必要がある。</p> <p>緊急一時宿泊施設の数は少しずつ増えているとはいえ、受け入れは限られており、健診等の手続きを考慮すると相談に来て、即時、利用に結び付けることが困難な場合が多い。今後も受け入れ施設の確保は課題である。</p>
(3)計画に対する意見・今後の取り組み方向	<p>巡回相談指導事業及び一時生活支援事業については、今後も継続し、ホームレスの発見やその支援を実施していく。</p> <p>また、今まで公園、河川、道路上などに定住するホームレスへの対応が中心に置かれていたが、今後はネットフェや知人宅を転々とする若年層も含めたホームレスやその予備軍への支援策の構築が必要である。</p> <p>また服役後の生活基盤が整っていない状態での出所者に対し、ホームレス状態になることを予防するための事前の支援策も必要である。</p>
市町村部局名	柏原市健康福祉部福祉総務課

※(1)一時生活支援事業は生活困窮者自立支援事業の一事業。平成27年3月31日まではホームレス緊急一時宿泊事業として実施。

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26~30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 大阪府におけるホームレス自立支援施策に関する取り組み 【市町村】
(1)事業実績及び事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談指導事業について 大阪府ホームレス総合相談事業共同運営団体に委託し、定期的に市内の巡回を行い、路上生活者の把握や相談支援を実施している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・一時生活支援事業について 平成27年4月1日より生活困窮者一時生活支援事業を実施している。ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第2条に定義されている狭義のホームレスだけではなく、ネットカフェや知人宅で生活しているような住居喪失者への対応が可能になっている。
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他(自治体独自の取り組み等)について ホームレス状態の方は要保護性が極めて高く、生活保護部局と生活困窮者自立相談支援機関で連携しながらアウトリーチも含めた丁寧な支援を行っている。
(2)課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ○巡回相談支援事業については大阪府ホームレス総合相談事業共同運営団体に委託し、定期的に市内巡回を実施しているが、巡回相談では把握できなかったホームレスが直接相談に繋がることがある(発見機能が十分に発揮するだけのマンパワーが確保されていない)。また、ホームレスが路上生活を継続する場合の本市の相談支援機関と巡回相談指導事業との役割分担に課題がある。
(3)計画に対する意見・今後の取り組み方向	<ul style="list-style-type: none"> ○現在のスキームでの実施を継続する。一方で、特に一時生活支援事業については、丁寧な支援が必要な利用者(認知症、知的障害、精神障害)への対応を検討する必要がある。民生委員を含む地域の福祉活動団体へのホームレス理解が進むよう啓発していく。
市町村部局名	羽曳野市保健福祉部福祉総務課

※(1)一時生活支援事業は生活困窮者自立支援事業の一事業。平成27年3月31日まではホームレス緊急一時宿泊事業として実施。

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26~30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 大阪府におけるホームレス自立支援施策に関する取り組み 【市町村】
(1)事業実績及び事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談指導事業について 大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会から大阪府総合相談事業共同運営団体に委託しているホームレス巡回相談指導事業により、ホームレスの発見、面接相談、状況の把握等を行っている。台風や水害、地震発生のような緊急時には、集中的に巡回を行った。 平成30年10月現在の市内での該当者は1名である。
	<ul style="list-style-type: none"> ・一時生活支援事業について※ 本市として利用実績はないが、必要と判断をすれば適切に制度につないでいく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他(自治体独自の取り組み等)について
(2)課題・問題点	○巡回相談を行っても、ホームレスからの脱却に向けた説得に応じなかったり、関わりを拒否されてしまうケースが多い。施設管理者との連携強化が求められる。
(3)計画に対する意見・今後の取り組み方向	○巡回相談指導事業については今後もその効果が期待されるので、引き続き広域で事業の実施を行い、ホームレスの状況把握に努め、関係機関と連携しながら取り組んでいく。
市町村部局名	藤井寺市福祉部生活支援課

※(1)一時生活支援事業は生活困窮者自立支援事業の一事業。平成27年3月31日まではホームレス緊急一時宿泊事業として実施。

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26~30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 大阪府におけるホームレス自立支援施策に関する取り組み【市町村】
(1)事業実績及び事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談指導事業について 平成26年4月より施行された「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」に基づき、大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会南大阪ブロック内の関係市町村と共同で巡回相談事業を実施し、アウトーチによる相談・見守り、脱却に向けた支援等の実施や関係機関との連絡調整を行ってきた。 本市のホームレス状態にある者の数は年々減少している。平成26年～平成30年の把握数は以下の通りである。※全国調査による。国庫補助有。平成26年1月→16人、予算25,688,000円、平成27年1月→16人、予算25,688,000円、平成28年1月→13人、予算4,385,000円、平成29年1月→11人、予算4,386,000円、平成30年1月→11人。予算3,273,000円、ホームレス状態にある者は市内公園や道路に点在しており、広域にわたるため、巡回によるアウトーチが効果的であると考えている。また、大阪府全体の広域事業で行うことで、自治体の域を超えて移動の多い者にも対応できると考えている。 <ul style="list-style-type: none"> ・一時生活支援事業について 本市では平成22年7月より、民間の宿泊施設と契約を結び事業を開始した。過去には野宿生活者の利用が多く、宿泊所を提供することで生活保護受給に結びつくものも多かった。近年では失業により会社の寮を出なければならなくなつた者や、家賃が払えず退去を迫られた者、ネットカフェなどで寝泊りする住居喪失者等の利用が多くなってきており、本事業の必要性は増している。 各自治体の宿泊施設などを転々とする者の相談も散見される。 <ul style="list-style-type: none"> ・その他(自治体独自の取り組み等)について 自立支援事業の一環として、アウトーチ面談を行う場合もある。
(2)課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームレス巡回事業について 本市のホームレス状態にある者の数は年々減少したが、平成26年1月(16人)～平成30年1月(11人)と、緩やかに推移している。ホームレスから脱却できる者は脱却したが、一定数ホームレス生活を自ら望んでいる者がおり、本人同意が得られない状況にある。巡回相談やアウトーチ面談により繰り返し住居設定などを伝える必要がある。また、新たにホームレス状態に至った者を早期に発見するためにも、関係部局との広域的な連携が必要である。ホームレスの高齢化も指摘されており、健康のためにも医療面からの支援が必要となる場合もある。 ○一時宿泊事業について 一時宿泊事業については、年々利用者が減少している。しかし、突発的に増える時期や次の行き場所の確保に時間がかかり泊数が増える場合もある。このため、一定の事業費を確保しながらホームレスや住居喪失者に対して早期の時点で適切な支援が出来る体制を維持していく必要がある。
(3)計画に対する意見・今後の取り組み方向	<ul style="list-style-type: none"> ○現在、ホームレス状態で市内に点在して野宿生活を行っている者は、面談が実施できない者や、ホームレス生活を自ら望んでいる者がおり、本人同意が得られない状況にある。今後も巡回相談やアウトーチ面談により対象者との信頼関係を構築し、くり返し住居設定などホームレス状態からの脱却について伝える必要がある。 ○また、新たにホームレス状態に陥る可能性のある者に対する適切な支援を行い、早期に対策がとれるよう関係部局と連携し、情報交換を継続したい。
市町村部局名	東大阪市福祉部生活福祉室

※(1)一時生活支援事業は生活困窮者自立支援事業の一事業。平成27年3月31日まではホームレス緊急一時宿泊事業として実施。

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26~30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 大阪府におけるホームレス自立支援施策に関する取り組み 【市町村】
(1)事業実績及び事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談指導事業について H27年度に1件の利用があり、その後他管外へ移動。 ・一時生活支援事業について※ H28年度に2件の利用があった。 2件とも救護施設に一時入所後、本市で生活保護申請。 ・その他(自治体独自の取り組み等)について 本市の土木グループ、公園緑地グループ等と適宜情報共有している。
(2)課題・問題点	○特になし。
(3)計画に対する意見・今後の取り組み方向	○ホームレスの個々の状況に応じた、幅広く臨機応変な対応が必要。
市町村部局名	大阪狭山市健康福祉部生活援護グループ

※(1)一時生活支援事業は生活困窮者自立支援事業の一事業。平成27年3月31日まではホームレス緊急一時宿泊事業として実施。

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26~30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 大阪府におけるホームレス自立支援施策に関する取り組み 【市町村】
(1)事業実績及び事業効果	・巡回相談指導事業について 定期的に地域を巡回している。
	・一時生活支援事業について※ 特になし。
	・その他(自治体独自の取り組み等)について 特になし。
(2)課題・問題点	○特になし。
(3)計画に対する意見・今後の取り組み方向	○ホームレスの事例が全くないが、事業低下が生じないように、今後も大阪府には調整機能を果たしていただきたい。
市町村部局名	太子町健康福祉部福祉課

※(1)一時生活支援事業は生活困窮者自立支援事業の一事業。平成27年3月31日まではホームレス緊急一時宿泊事業として実施。

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26~30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 大阪府におけるホームレス自立支援施策に関する取り組み 【市町村】
	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談指導事業について 大阪府ホームレス総合相談事業共同運営団体が定期的に地域を巡回し、ホームレス巡回相談指導事業を行っている。 河南町において、当事業で把握されているホームレス数は0名です(平成30年8月末時点)。
(1)事業実績及び事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・一時生活支援事業について※ 実績なし ・その他(自治体独自の取り組み等)について
(2)課題・問題点	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急一時宿泊施設の確保が不十分である。
(3)計画に対する意見・今後の取り組み方向	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急一時宿泊施設の新たな整備が必要である。
市町村部局名	河南町健康福祉部高齢障がい福祉課

※(1)一時生活支援事業は生活困窮者自立支援事業の一事業。平成27年3月31日まではホームレス緊急一時宿泊事業として実施。

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26~30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 大阪府におけるホームレス自立支援施策に関する取り組み【市町村】
(1)事業実績及び事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談指導事業について 大阪府・市町村ホームレス自立推進協議会北大阪・南大阪ブロックが大阪府ホームレス総合相談事業共同運営団体に委託して実施するホームレス巡回相談指導事業により、千早赤阪村における平成30年1月「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)」のホームレス数は、0人であった。大阪府下全体でホームレス起居地への定期訪問・面接相談及び脱却後の居住設定に係る支援等により本村で該当者がいなかつたと思われるため、事業効果があつたものと考える。
	<ul style="list-style-type: none"> ・一時生活支援事業について※ 巡回相談指導事業と同様に共同で実施しており、本村はホームレス数と同様に0人であるが、緊急一時的な宿泊場所を提供し、自立に必要な支援を提供することは重要なため引き続きしていく。
	<ul style="list-style-type: none"> ・その他(自治体独自の取り組み等)について 特になし。
(2)課題・問題点	
(3)計画に対する意見・今後の取り組み方向	○今後も引き続き大阪府が中心となって広域市町村圏で施策を展開しつつ、府・市町村間の連携及び情報交換を行っていくことが必要である。
市町村部局名	千早赤阪村健康福祉課

※(1)一時生活支援事業は生活困窮者自立支援事業の一事業。平成27年3月31日まではホームレス緊急一時宿泊事業として実施。